

株券等に関する手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

1 株券等に関する手数料及びその料率

(下線部分変更)

新	旧																																				
<p>1. 株券等に関する業務規程（以下「業務規程」という。）第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資信託の受益証券</p> <p>a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券及び特定指標連動型上場投資信託の受益証券</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. <u>金融商品取引所</u>が定めた売買単位が1口以外の受益証券に係る預託、交付、保管手数料の各徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。</p> <p>2. (略)</p> <p>b 前a以外の受益証券</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. <u>金融商品取引所</u>が定めた売買単位が1口以外の受益証券に係る預託、交付、保管手数料の各徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。</p> <p>2. (略)</p> <p>(4) 投資証券</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. <u>金融商品取引所</u>が定めた売買単位が1口以外の投資証券に係る預託、交</p>	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)			区分	徴収対象者	徴収料率	(略)			区分	徴収対象者	徴収料率	(略)			<p>1. 株券等に関する業務規程（以下「業務規程」という。）第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資信託の受益証券</p> <p>a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券及び特定指標連動型上場投資信託の受益証券</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. <u>証券取引所</u>が定めた売買単位が1口以外の受益証券に係る預託、交付、保管手数料の各徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。</p> <p>2. (略)</p> <p>b 前a以外の受益証券</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. <u>証券取引所</u>が定めた売買単位が1口以外の受益証券に係る預託、交付、保管手数料の各徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。</p> <p>2. (略)</p> <p>(4) 投資証券</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. <u>証券取引所</u>が定めた売買単位が1口以外の投資証券に係る預託、交付、</p>	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)			区分	徴収対象者	徴収料率	(略)			区分	徴収対象者	徴収料率	(略)		
区分	徴収対象者	徴収料率																																			
(略)																																					
区分	徴収対象者	徴収料率																																			
(略)																																					
区分	徴収対象者	徴収料率																																			
(略)																																					
区分	徴収対象者	徴収料率																																			
(略)																																					
区分	徴収対象者	徴収料率																																			
(略)																																					
区分	徴収対象者	徴収料率																																			
(略)																																					

付、保管手数料の各徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。

2. . 3 . (略)

(5) (略)

2. 業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. (略)

2. **金融商品取引所**が定めた売買単位が1口以外の投資証券の機構名義への書換の取次に係る手数料は、預託口数を当該売買単位の口数で除して得た口数に読み替えて、上記徴収料率を算出するものとする。

3. . 4 . (略)

保管手数料の各徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。

2. . 3 . (略)

(5) (略)

2. 業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. (略)

2. **証券取引所**が定めた売買単位が1口以外の投資証券の機構名義への書換の取次に係る手数料は、預託口数を当該売買単位の口数で除して得た口数に読み替えて、上記徴収料率を算出するものとする。

3. . 4 . (略)

2 平成18年4月1日改正附則

新	旧												
別表第2(振替株数基準による振替手数料) (1)・(2) (略) (3) 投資信託の受益証券 a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券及び特定指標連動型上場投資信託の受益証券	別表第2(振替株数基準による振替手数料) (1)・(2) (略) (3) 投資信託の受益証券 a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券及び特定指標連動型上場投資信託の受益証券												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)		
区分	徴収対象者	徴収料率											
(略)													
区分	徴収対象者	徴収料率											
(略)													
(注) 1. 金融商品取引所 が定めた売買単位が1口以外の受益証券に係る振替手数料の徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。	(注) 1. 証券取引所 が定めた売買単位が1口以外の受益証券に係る振替手数料の徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。												

2. (略)

b 前a以外の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. **金融商品取引所**が定めた売買単位が1口以外の受益証券に係る振替手数料の徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。

2. (略)

(4) 投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. **金融商品取引所**が定めた売買単位が1口以外の投資証券に係る振替手数料の徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。

2. (略)

(5) (略)

2. (略)

b 前a以外の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. **証券取引所**が定めた売買単位が1口以外の受益証券に係る振替手数料の徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。

2. (略)

(4) 投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. **証券取引所**が定めた売買単位が1口以外の投資証券に係る振替手数料の徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。

2. (略)

(5) (略)

3 附 則

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）から施行する。